

2023年度外交・安全保障調査研究事業費補助金 審査基準

2023 年 3 月 8 日

外交・安全保障調査研究事業費補助金審査・評価委員会委員は、応募者が別添の評価要綱3の評価項目のそれぞれについて、期待される成果を得られるかとの観点から審査を行う。

評点区分

以下の評点(S～D)に対応する点数の合計を評価点とする。

評点区分

評点区分	点数	評価
S	4	極めて優れている
A	3	優れている
B	2	通常
C	1	不十分
D	0	極めて不十分

(了)

【別添】

外交・安全保障調査研究事業費補助金評価要綱

2022 年 12 月 27 日

外交・安全保障調査研究事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、補助事業者が実施している事業（発展型総合事業、総合事業及び調査研究事業）（以下「補助事業」という。）の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

1 評価の目的

（１）中間評価

補助事業の実施状況进行评估し、次年度の事業実施の改善につなげる。

（２）事後評価

補助事業の終了時の成果について評価を行う。

2 中間・事後評価の方法

（１） 中間・事後評価は、外交・安全保障調査研究事業費補助金審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、交付要綱に基づき補助事業者が外務大臣（以下「大臣」という。）に提出する補助事業実績報告書を基に行う。評価委員会は、書面審査、合議審査及び必要に応じて補助事業者との面接によって、中間・事後評価を決定する。評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書及びその評価は原則公表するものとする。

（２） 評価委員会は、以下３の各項目について、以下４の指標により評価を行う。

3 評価項目

（１）補助事業の成果

（基礎的情報収集・調査研究（外交に資する政策志向の研究とし、政策提言を含む。））

❶他の類似事業と比べて新規性があったか、研究成果により新たな知見が得られたか。また、外交に資する政策志向の研究がなされたか。

- ②事業テーマ及び補助事業者の企画に基づき、情報収集及び調査研究が的確に行われたか。

(機動的かつタイムリーな国内外への発信)

- ③海外のシンクタンクの動向も参考に、広報責任者を設置する等の措置を講じて、訴求対象ごとに、発信のタイミング、形式、内容等を工夫し、戦略的な発信に意を用いているか。
- ④補助事業者・研究者個人によるインターネット、SNS等による広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、日本の主張・視点の国際社会への発信が機動的・タイムリーかつ積極的になされたか。その結果として国際世論の形成に参画することができたか。
- ⑤補助事業者・研究者個人によるインターネット、SNS等による広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、国民の外交・安全保障に関する理解増進に取り組んだか。また、その反響があったか。

(以下は発展型総合事業及び総合事業のみ)

(外国シンクタンク・有識者等との連携、ネットワークを通じた国際世論の醸成への貢献)

- ⑥研究過程における外国シンクタンク・有識者等(在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む)との定期的な討論や共同研究等を通じ、諸外国の視点や海外シンクタンク・有識者等のネットワークを取り入れた調査研究や、日本の立場や見解に関する外国シンクタンク・有識者等による理解の増進に取り組んでいるか。
- ⑦G7、安保理常任理事国以外の国のシンクタンクとの意見交換・セミナー実施を通じて、我が国の情勢認識及び外交施策に関する理解増進、並びに我が国にとり望ましい国際世論の醸成に取り組んでいるか。

(2) 補助事業の実施体制及び実施方法

- ⑧若手、女性、地方在住研究者を積極的に登用しているか。若手研究者の育成(英語による発信力の強化を含む。)に取り組んでいるか。
- ⑨複数の分科会や研究会がある場合、それらの間の有機的な連携が取れているか。
- ⑩外務省等の関係部局とのコミュニケーションを構築し、政策立案上のニーズを把握し、それを踏まえて効果的にアウトプット・政策提言を行ったか。
- ⑪補助事業者のホームページ上に、研究部門、研究者個人(研究実績、写真、連絡先等)の情報を充実させ、研究内容及び研究者の見える化に努めているか。

(以下は、発展型総合事業のみ)

⑫組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言能力及び国際発信力を強化し、国際的な議論の先導に努めているか。

⑬グローバルに活躍する若手人材を含む多様なシンクタンク人材の発掘・育成に意を用い、これら人材の国際的な発信力強化に取り組んでいるか。

(3) 補助金の使用

⑭補助金は効果的・効率的に使用されているか。

⑮補助金の適正な執行・管理のために十分な体制がとられたか（管理者による予算全体の配分・管理、支出の適正性を判断する担当者と実際の支出を承認する担当者の区分等）。

4 評価基準

S 補助事業の事業計画に照らして、期待をはるかに上回る成果が認められる。

A 補助事業の事業計画に照らして、期待された以上の成果が認められる。

B 補助事業の事業計画に照らして、期待通りの成果が認められる。(通常)

C 補助事業の事業計画に照らして、成果が不十分であり、期待された水準に及ばない。

D 補助事業の事業計画に照らして、成果があったとはいえない。次年度がある場合には、実施体制・事業計画の見直し等を行うべき。

(了)